

寄附方法及び所得税控除について

1. 寄附方法

- 現金の場合 お近くの学校法人星槎の校舎（星槎名古屋中学校・星槎中学校・星槎高校・星槎学園北斗校・星槎学園湘南校・星槎学園横浜ポートサイド校）にお申込書と一緒にご持参ください。
- お振込の場合 横浜信用金庫 十日市場支店 普通 0411957
学校法人星槎 星槎みらい教育環境整備事業資金 理事長 金子肇
ガク) セイサ セイサミライキョウイクカンキョウセヒ`ジギョウシケン リジ`チョウ カネコハジメ
- クレジットカード決済の場合
お申込は、学校法人星槎のホームページより決済手続きをお願いします。
<https://syncable.biz/associate/seisa>

2. 所得税控除について

※寄附金に関する税制上の優遇措置（寄附金控除）について

本法人への寄附金は、確定申告をすることにより、控除を受けることができます。寄附金の約40%（ただし、所得税額の25%が限度）が所得税額から控除されます。なお、新入生（父兄）からのご寄付に関しましては「入学手続き完了後」に寄附金控除の対象となります。

※所得控除

年間寄附金額合計から2,000円を引いた額を寄附金控除額として、所得金額から差し引かれて所得税額が計算されます。

所得控除額 = (年間の寄附金額合計(注1) - 2,000円)

<例>年間の寄附金額合計が50,000円（課税所得は300万円）の場合

所得控除額は50,000円 - 2,000円 = 48,000円

*課税所得300万円の場合税率は10%なので、控除される税額は4,800円

(注1)年間の寄附金の合計額が年間の総所得金額等の40%を超える場合は、40%に相当する額が限度となります

※優遇措置を受けるための手続き

寄附をしていただいた翌年の確定申告時期に、入金後に本法人から送付される本法人発行の「領収書」と「特定公益増進法人証明書(写)」の2点を添えて、所轄税務署に申告してください。

なお、年間に複数回寄附をしていただいた場合は、その都度の「領収書」は必要ですが、「特定公益増進法人証明書(写)」は1回目にお送りする1枚のみを添えて申告ください。ただし、年を超える場合はそれぞれ申告時に必要となります。

※ご寄附をいただきました皆様が、優遇措置の手続きができるよう、領収証及び特定公益増進法人証明書(写)を送付いたします。

つきましては、「寄附 お申込書」にご記載及びご提出いただきますようお願い申し上げます。